

改正

平成18年 7 月26日規則第28号

平成21年 7 月31日規則第20号

平成22年 3 月19日規則第 8 号

平成24年 6 月22日規則第23号

平成24年12月25日規則第43号

平成27年 3 月 3 日規則第 3 号

平成27年 9 月29日規則第42号

平成28年 3 月25日規則第16号

平成30年 3 月22日規則第11号

平成30年 8 月 7 日規則第27号

二本松市個人情報保護条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、二本松市個人情報保護条例（平成17年二本松市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(要配慮個人情報)

第 1 条の 2 条例第 2 条第 3 号の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第 2 条第 1 項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」とい

う。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(様式)

第2条 条例第5条第1項の個人情報保護取扱事務登録簿は、第1号様式のとおりとする。

2 次の各号に掲げる請求書は、それぞれ当該各号に定める請求書とする。

(1) 条例第15条第1項の請求書 自己情報開示請求書(第2号様式)

(2) 条例第23条第1項の請求書 自己情報訂正請求書(第3号様式)

(3) 条例第29条第1項の請求書 自己情報利用停止請求書(第4号様式)

3 次の各号に掲げる通知は、それぞれ当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 条例第16条第2項の規定による通知(保有個人情報の全部を開示する場合) 自己情報開示決定通知書(第5号様式)

(2) 条例第16条第2項の規定による通知(保有個人情報の一部を開示する場合) 自己情報一部開示決定通知書(第6号様式)

(3) 条例第16条第2項の規定による通知(保有個人情報の全部を開示しない場合) 自己情報不開示決定通知書(第7号様式)

(4) 条例第16条第4項の規定による通知 自己情報開示決定等期間延長通知書(第8号様式)

(5) 条例第16条第5項の規定による通知 自己情報開示決定等期間特例適用通知書(第9号様式)

(6) 条例第16条第6項の規定による通知 意見書提出機会付与通知書(第10号様式)

(7) 条例第16条第7項(条例第33条において準用する場合を含む。)の規定による通知 保有個人情報の開示に係る通知書(第11号様式)

(8) 条例第17条第1項の規定による通知 自己情報開示請求事案移送通知書(第12号様式)

(9) 条例第24条第2項の規定による通知(保有個人情報の全部を訂正する場合) 自己情報訂

正決定通知書（第13号様式）

- (10) 条例第24条第2項の規定による通知（保有個人情報の一部を訂正する場合） 自己情報一部訂正決定通知書（第14号様式）
- (11) 条例第24条第2項の規定による通知（保有個人情報の全部を訂正しない場合） 自己情報不訂正決定通知書（第15号様式）
- (12) 条例第24条第5項の規定による通知 自己情報訂正決定等期間延長通知書（第16号様式）
- (13) 条例第24条第6項の規定による通知 自己情報訂正決定等期間特例適用通知書（第17号様式）
- (14) 条例第25条第1項の規定による通知 自己情報訂正請求事案移送通知書（第18号様式）
- (15) 条例第26条の規定による通知 保有個人情報の訂正に係る通知書（第19号様式）
- (16) 条例第30条第2項の規定による通知（保有個人情報の全部を利用停止する場合） 自己情報利用停止決定通知書（第20号様式）
- (17) 条例第30条第2項の規定による通知（保有個人情報の一部を利用停止する場合） 自己情報一部利用停止決定通知書（第21号様式）
- (18) 条例第30条第2項の規定による通知（保有個人情報の全部を利用停止しない場合） 自己情報利用不停止決定通知書（第22号様式）
- (19) 条例第30条第5項において準用する条例第24条第5項の規定による通知 自己情報利用停止決定等期間延長通知書（第23号様式）
- (20) 条例第30条第5項において準用する条例第24条第6項の規定による通知 自己情報利用停止決定等期間特例適用通知書（第24号様式）
- (21) 条例第31条の規定による通知 審査会諮問通知書（第25号様式）

（個人情報取扱事務の登録事項）

第3条 条例第5条第1項第7号の市長が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報取扱事務の登録の区分
- (2) 個人情報取扱事務の処理の概要
- (3) 特定個人情報に係る個人情報取扱事務の登録事項
 - ア 特定個人情報取扱事務の名称
 - イ 特定個人情報ファイルの名称
 - ウ 特定個人情報取扱事務の目的
 - エ 特定個人情報取扱事務の登録年月日及び変更年月日

オ 本人として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲

カ 特定個人情報ファイルに記録される項目

キ 特定個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法

ク 特定個人情報の経常的な提供先

ケ 特定個人情報取扱事務の委託の有無

(本人等の証明に必要な書類)

第4条 条例第15条第2項(条例第18条第4項、第23条第3項及び第29条第2項において準用する場合を含む。)に規定する自己が開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類として市長が定めるものは、次のとおりとする。

(1) 本人が請求をする場合は、アに掲げる書類のいずれか1以上。ただし、アに掲げる書類を提示することができない場合には、イに掲げる書類のいずれか2以上

ア 運転免許証、旅券、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第4項に規定する合格証明書、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードその他国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人(以下「官公庁」という。)が発行した写真のはり付けられた免許証、許可証若しくは資格証明書又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条に規定する各種学校が発行した写真のはり付けられた身分証明書

イ 健康保険の被保険者証、年金手帳、年金証書、在学している学校等の在学証明書その他本人であることを確認するために市長が適当と認める書類

(2) 法定代理人が本人に代わって請求をする場合は、当該法定代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍全部事項証明書、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第47条第1項に規定する家庭裁判所の証明書又は後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定す

る登記事項証明書（戸籍全部事項証明書等の法定代理人の資格の確認のための書類は、請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）その他当該法定代理人の資格を確認するために市長が適当と認める書類のいずれか1以上

(3) 本人の委任による代理人が特定個人情報に関する請求をする場合は、当該代理人に係る第1号に掲げる書類並びに本人の実印を押印した委任状及び印鑑登録証明書その他代理人であることを証明する書類として市長が適当と認める書類

(4) 自己情報開示請求書を郵送等により請求をする場合は、前3号の規定による書類を複写機により複写したもの及び請求をする者の住民票の写し（請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第5条 条例第16条第6項の市長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 開示請求に係る保有個人情報に含まれているその第三者に関する情報の内容

(3) 意見書の提出先及び提出期限

(開示の実施)

第6条 条例第18条第1項の規定による保有個人情報の開示は、市長が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 市長は、条例第18条第2項又は第3項の規定により保有個人情報が記録されている物の閲覧、聴取又は視聴をする者が当該閲覧、聴取又は視聴に係る物を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらの行為をするおそれがあるときは、当該閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 条例第18条第2項又は第3項の規定による写しの交付の部数は、請求1件につき1部とする。

(電磁的記録の開示の方法)

第7条 条例第18条第2項の市長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力した物の閲覧若しくはその写しの交付又は専用機器（開示決定を受けたものの閲覧、聴取又は視聴の用に備え付けられているものに限る。以下同じ。）により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴若しくはそれを複写した物の交付

(2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの閲覧、聴取若

しくは視聴又はそれを複写した物の交付

(開示請求の特例に係る告示)

第8条 市長は、条例第19条第1項の規定により、口頭により開示請求ができる保有個人情報を定めたときは、その内容及び開示の方法を告示するものとする。

(費用負担)

第9条 条例第20条第1項の市長が定める額は、別表第1のとおりとする。

2 条例第20条第2項の市長が定める額は、別表第2のとおりとする。

3 条例第20条に規定する費用は、前納とする。

(出資等法人)

第10条 条例第37条第2項の市長が定めるものは、次に掲げる法人とする。

(1) 市が資本金等の2分の1以上を出資している法人（営利を目的とする法人を除く。）であって、市長が指導し、及び監督するもののうち、その取り扱う個人情報の内容から市長が行う個人情報の取扱いに準じた措置を講ずる必要があると市長が認める法人

(2) 前号に掲げる法人のほか、市が行う事務又は事業の補完又は一部を代行している法人のうち、その取り扱う個人情報の内容から市長が行う個人情報の取扱いに準じた措置を講ずる必要があると市長が認める法人

2 市長は、前項に規定する法人を指定し、又はその指定を取り消し、若しくは変更したときは、速やかに、その旨を公告するものとする。

(運用状況の公表)

第11条 条例第52条の規定による運用状況の公表は、毎年6月末日までに前年度における開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る件数及び決定の状況、不服申立ての状況その他必要な事項を市の広報紙に掲載することにより行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の二本松市個人情報保護条例施行規則（平成15年二本松市規則第2号）、町長が取り扱う個人情報の保護等に関する規則（平成15年安達町規則第1号）、町長が取り扱う個人情報の保護等に関する規則（平成15年岩代町規則第11号）又は町長が取り扱う個人情報の保護等に関する規則（平成15年東和町規則第3号）の規定によりなされた処

分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月22日規則第23号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

（二本松市個人情報保護条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 2 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成23年法務省令第43号）による廃止前の外国人登録法施行規則（平成4年法務省令第36号）別記第5号様式甲の外国人登録証明書は、第2条の規定による改正後の二本松市個人情報保護条例施行規則第4条第1号アの適用については、平成27年7月8日までは、在留カード又は特別永住者証明書とみなす。

附 則（平成24年12月25日規則第43号）

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月3日規則第3号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月29日規則第42号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、平成27年10月5日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則による改正後の二本松市個人情報保護条例施行規則（以下この項において「新規則」という。）の規定による個人情報取扱事務の登録に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新規則の例によりすることができる。

（経過措置）

3 施行日の前日までに交付されている住民基本台帳カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備等に関する省令（平成27年総務省令第76号）第5条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）別記様式第2に限る。）は、その有効期間内に限り本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類とみなす。

附 則（平成28年3月25日規則第16号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 処分その他の行為についての不服申立てであってこの規則の施行前になされた処分その他の行為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月22日規則第11号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月7日規則第27号）

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日から施行する。

別表第1（第9条関係）

区分	金額
1 複写機による写しの交付	
ア 複写機（乾式間接静電式のものに限り、カラー複写機を除く。）による写しの交付（日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	1枚につき10円
イ カラー複写機（乾式間接静電式のものに限る。）による写しの交付（日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	1枚につき20円
2 1以外の方法による写しの交付	当該写しの作成に要する費用
3 公文書の写しの送付に要する費用	当該写しの送付に要する費用に相当する額

備考 1の項ア又はイの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。

別表第2（第9条関係）

区分	金額
1 複写機（乾式間接静電式のものに限り、カラー複写機を除く。）による写しの交付（日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	1枚につき10円
2 カラー複写機（乾式間接静電式のものに限る。）による写しの交付（日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	1枚につき20円
3 フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。）に複写した物の交付	1枚につき30円
4 1から3まで以外の方法による写しの交付又は複写した物の交付	当該写し又は複写した物の作成に要する費用
5 公文書の写し又は公文書を複写した物の送付に要する費用	当該写し等の送付に要する費用に相当する額

第1号様式（第2条関係）

(その3)

特定個人情報取扱事務の名称			
特定個人情報ファイルの名称			
特定個人情報取扱事務の目的	根拠法令等 ()		
登録年月日		変更年月日	
本人として特定個人情報ファイルに記録された対象者の類型			
特定個人情報の記録項目			
識別情報	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号(個人番号を除く。) <input type="checkbox"/> その他識別情報(内部番号)		
連絡先等情報	<input type="checkbox"/> 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) <input type="checkbox"/> 連絡先(電話番号等) <input type="checkbox"/> その他 ()		
業務関係情報	<input type="checkbox"/> 国税関係情報 <input type="checkbox"/> 地方税関係情報 <input type="checkbox"/> 健康・医療関係情報 <input type="checkbox"/> 医療保健関係情報 <input type="checkbox"/> 児童福祉・子育て関係情報 <input type="checkbox"/> 障害者福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 生活保護・社会福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 介護・高齢者福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 雇用・労働関係情報 <input type="checkbox"/> 年金関係情報 <input type="checkbox"/> 学校・教育関係情報 <input type="checkbox"/> 災害関係情報 <input type="checkbox"/> その他 ()		
特定個人情報の収集			
収集先	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 他の官公庁 () <input type="checkbox"/> 民間団体・私人 () <input type="checkbox"/> その他 ()		
収集方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> その他 ()		
特定個人情報の経常的な提供先 (当該実施機関以外)	<input type="checkbox"/> 有(法令上の根拠:) <input type="checkbox"/> 無		
	「有」の場合 の提供先		
特定個人情報取扱事務の委託又は指定管理者による管理の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	委託等の内容		
備考			

注

- 1 該当する□印を塗りつぶすこと。
- 2 該当事項の括弧内には、名称その他必要な事項を記入すること。

第2号様式(第2条関係)

自己情報開示請求書

年 月 日

二本松市長

開示請求者 (郵便番号)

住所
氏名
連絡先

(電話番号)

二本松市個人情報保護条例第11条第1項(第2項)の規定により、次のとおり自己に関する保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	(知りたいと思う情報の内容を具体的に記入してください。)
求める開示の方法	1 閲覧、聴取又は視聴 2 写しの交付 ((1) 窓口での交付 (2) 郵便等による交付)
代理人が請求する場合の本人氏名等	1 代理人の種別 (1) 法定代理人 ① 未成年者の親権者 ② 成年後見人 (2) 委任による代理人(保有特定個人情報に限る。) 2 本人の氏名 3 本人の住所 (郵便番号) 4 本人の連絡先 (電話番号)
※本人等確認(代理人含む)	1 運転免許証 2 旅券 3 その他()
※保有個人情報の件名	
※担当課等	部 課 電話番号 内線
※備考	

注

- 「求める開示の方法」欄は、希望する方法の番号を○印で囲んでください。
- 「代理人が請求する場合の本人氏名等」欄は、法定代理人又は委任による代理人が請求する場合に、代理人の種別について該当する番号を○印で囲むとともに、所要事項を記入してください。
- 請求の際は、本人、法定代理人又は委任による代理人自身であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 法定代理人又は委任による代理人による請求の場合は、3の書類のほか資格を証明する書類(法定代理人の場合は戸籍全部事項証明書、委任による代理人の場合は委任状及び本人の印鑑登録証明書等)を提出し、又は提示してください。
- 代理人が法人の場合は、代表者印を押印してください。
- ※印の欄は、記入しないでください。

第3号様式(第2条関係)

自己情報訂正請求書

年 月 日

二本松市長

訂正請求者 (郵便番号)

住所
氏名
連絡先

(電話番号)

二本松市個人情報保護条例第21条第1項(第2項)の規定により、次のとおり自己に関する保有個人情報の訂正を請求します。

開示を受けた自己に関する保有個人情報の内容	
訂正を求める内容	
訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
代理人が請求する場合の本人氏名等	1 代理人の種別 (1) 法定代理人 ① 未成年者の親権者 ② 成年後見人 (2) 委任による代理人(保有特定個人情報に限る。) 2 本人の氏名 3 本人の住所 (郵便番号) 4 本人の連絡先 (電話番号)
※本人等確認(代理人含む)	1 運転免許証 2 旅券 3 その他()
※担当課等	部 課 電話番号 内線
※備考	

注

- 「代理人が請求する場合の本人氏名等」欄は、法定代理人又は委任による代理人が請求する場合に、代理人の種別について該当する番号を○印で囲むとともに、所要事項を記入してください。
- 請求の際は、本人、法定代理人又は委任による代理人自身であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)のほか、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示してください。
- 法定代理人又は委任による代理人による請求の場合は、2の書類のほか資格を証明する書類(法定代理人の場合は戸籍全部事項証明書、委任による代理人の場合は委任状及び本人の印鑑登録証明書等)を提出し、又は提示してください。
- 代理人が法人の場合は、代表者印を押印してください。
- ※印の欄は、記入しないでください。

第4号様式(第2条関係)

自己情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

二本松市長 印

年 月 日付けで請求のあった自己に関する保有個人情報の開示について、二本松市個人情報保護条例第16条第1項の規定により次のとおり開示することを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
開示の日時	年 月 日 午前 時 分 午後
開示の場所	
開示の方法	
担当課等	部 課 電話番号 内線
備考	

注

- 1 開示の際は、この通知書を提示してください。
- 2 開示の際は、請求者本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 3 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当課等に連絡してください。

第6号様式 (第2条関係)

自己情報一部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

二本松市長 印

年 月 日付けで請求のあった自己に関する保有個人情報の開示について、二本松市個人情報保護条例第16条第1項の規定により次のとおり保有個人情報の一部を開示することを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
開示の日時	年 月 日 午前 時 分 午後
開示の場所	
開示の方法	
開示しない部分	
開示しない根拠規定及びその理由	二本松市個人情報保護条例第 条 第 項第 号該当
担当課等	部 課 電話番号 内線
備考	

注

- 1 開示の際は、この通知書を提示してください。
- 2 開示の際は、請求者本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 3 指定された開示の時間に都合が悪いときは、あらかじめ担当課等に連絡してください。

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、二本松市長に審査請求をすることができます（その期間内であってもこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に二本松市を被告として（訴訟において二本松市を代表する者は、二本松市長となります。）、提起しなければなりません（その期間内であってもこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません（その期間内であってもその決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第7号様式（第2条関係）

自己情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

二本松市長 印

年 月 日付けで請求のあった自己に関する保有個人情報の開示について、二本松市個人情報保護条例第16条第1項の規定により次のとおり開示しないことを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
開示しない根拠規定及びその理由	二本松市個人情報保護条例第 条 第 項第 号該当
担 当 課 等	部 課 電話番号 内線
備 考	

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、二本松市長に審査請求をすることができます（その期間内であってもこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に二本松市を被告として（訴訟において二本松市を代表する者は、二本松市長となります。）、提起しなければなりません（その期間内であってもこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません（その期間内であってもその決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第8号様式（第2条関係）

自己情報開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

二本松市長 印

年 月 日付けで請求のあった自己に関する個人情報の開示について、二本松市個人情報保護条例第16条第4項の規定により、次のとおり開示するかどうかの決定をする期間を延長したので通知します。

開示請求に係る自己に関する個人情報の内容	
二本松市個人情報保護条例第16条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
担当課等	部 課 電話番号 内線

第9号様式（第2条関係）

自己情報開示決定等期間特例適用通知書

第 号
年 月 日

様

二本松市長

印

年 月 日付けで請求のあった自己に関する個人情報の開示について、二本松市個人情報保護条例第16条第5項の規定を適用することとしたので通知します。

開示請求に係る自己に関する個人情報の内容	
二本松市個人情報保護条例第16条第1項の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
開示請求に係る個人情報のうちの相当部分につき開示決定等をする期間及び当該期間内に開示決定等をする部分	
二本松市個人情報保護条例第16条第5項を適用する理由	
残りの個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
担当課等	部 課 電話番号 内線

第10号様式（第2条関係）

意見書提出機会付与通知書

第 号
年 月 日

様

二本松市長 印

に関する情報を含む個人情報記録された公文書について、二本松市個人情報保護条例に基づく開示の請求がありました。

については、同条例第16条第6項の規定により、当該個人情報の開示決定等について意見書を提出することができることとしたので通知します。

開示請求に係る個人情報記録された公文書の件名	
開示請求の年月日	年 月 日
に関する情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先 (担当課等)	部 課 電話番号 内線
備考	

第11号様式 (第2条関係)

保有個人情報の開示に係る通知書

第 号
年 月 日

様

二本松市長 印

に関する情報を含む保有個人情報の開示について、二本松市個人情報保護条例第16条第1項の規定により次のとおり保有個人情報を開示することを決定したので、同条第7項（第33条）の規定により通知します。

開示請求に係る保有 個人情報が記録された 公文書の件名	
開示請求の年月日	年 月 日
開示決定をした理由	
開示される に関する情報 の内容	
開示を実施する日	年 月 日
担当課等	部 課 電話番号 内線

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、二本松市長に審査請求をすることができます（その期間内であってもこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に二本松市を被告として（訴訟において二本松市を代表する者は、二本松市長となります。）、提起しなければなりません（その期間内であってもこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません（その期間内であってもその決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第12号様式（第2条関係）

自己情報開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

二本松市長 印

年 月 日付けで請求のあった自己に関する保有個人情報の開示について、二本松市個人情報保護条例第17条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

開示請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
移送をした実施機関の担当課等	部 課 電話番号 内線
移送を受けた実施機関	
移送を受けた実施機関の担当課等	部 課 電話番号 内線
移送をした理由	

備考

- 1 この開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等をするようになります。
- 2 この事案の移送に関し不明な点は、移送をした実施機関の担当課等にお問い合わせください。

第13号様式（第2条関係）

自己情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

二本松市長 印

年 月 日付けで請求のあった自己に関する保有個人情報の訂正について、二本松市個人情報保護条例第24条第1項の規定により次のとおり訂正することを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
担当課等	部 課 電話番号 内線

第14号様式（第2条関係）

自己情報一部訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

二本松市長 印

年 月 日付けで請求のあった自己に関する保有個人情報の訂正について、二本松市個人情報保護条例第24条第1項の規定により次のとおり保有個人情報の一部を訂正することを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
訂正しない部分	
上記部分を訂正しない理由	
担当課等	部 課 電話番号 内線
備考	

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、二本松市長に審査請求をすることができます（その期間内であってもこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に二本松市を被告として（訴訟において二本松市を代表する者は、二本松市長となります。）、提起しなければなりません（その期間内であってもこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません（その期間内であってもその決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第15号様式（第2条関係）

自己情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

二本松市長 印

年 月 日付けで請求のあった自己に関する保有個人情報の訂正について、二本松市個人情報保護条例第24条第1項の規定により次のとおり訂正しないことを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
訂正しない理由	
担当課等	部 課 電話番号 内線
備考	

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、二本松市長に審査請求をすることができます（その期間内であってもこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に二本松市を被告として（訴訟において二本松市を代表する者は、二本松市長となります。）、提起しなければなりません（その期間内であってもこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません（その期間内であってもその決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第16号様式（第2条関係）

自己情報訂正決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

二本松市長

印

年 月 日付けで請求のあった自己に関する保有個人情報の訂正について、二本松市個人情報保護条例第24条第5項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
二本松市個人情報保護条例第24条第1項の規定による決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長の理由	
担当課等	部 課 電話番号 内線

第17号様式（第2条関係）

自己情報訂正決定等期間特例適用通知書

第 号
年 月 日

様

二本松市長 印

年 月 日付けで請求のあった自己に関する保有個人情報の訂正について、二本松市個人情報保護条例第24条第6項の規定を適用することとしたので通知します。

訂正請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
二本松市個人情報保護条例第24条第1項の規定による決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
二本松市個人情報保護条例第24条第6項を適用する理由	
保有個人情報について訂正決定をする期限	年 月 日
担当課等	部 課 電話番号 内線

第18号様式（第2条関係）

自己情報訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

二本松市長 印

年 月 日付けで請求のあった自己に関する保有個人情報の訂正について、二本松市個人情報保護条例第25条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

訂正請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
移送をした実施機関の担当課等	部 課 電話番号 内線
移送を受けた実施機関	
移送を受けた実施機関の担当課等	部 課 電話番号 内線
移送をした理由	

備考

- 1 この訂正請求については、移送を受けた実施機関において訂正決定等をするようになります。
- 2 この事案の移送に関し不明な点は、移送をした実施機関の担当課等にお問い合わせください。

第19号様式（第2条関係）

保有個人情報の訂正に係る通知書

第 号
年 月 日

様

二本松市長 印

二本松市個人情報保護条例第26条の規定により、次のとおり保有個人情報を訂正したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正請求の年月日	年 月 日
訂正決定をした理由	
訂正した保有個人情報の内容	
担当課等	部 課 電話番号 内線

第20号様式（第2条関係）

自己情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

二本松市長 印

年 月 日付けで請求のあった自己に関する保有個人情報の利用停止について、二本松市個人情報保護条例第30条第1項の規定により次のとおり利用停止することを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
利用停止の内容	
担当課等	部 課 電話番号 内線

第21号様式（第2条関係）

自己情報一部利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

二本松市長 印

年 月 日付けで請求のあった自己に関する保有個人情報の利用停止について、二本松市個人情報保護条例第30条第1項の規定により次のとおり保有個人情報の一部を利用停止することを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止しない範囲	
上記範囲を利用停止しない理由	
担当課等	部 課 電話番号 内線
備考	

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、二本松市長に審査請求をすることができます（その期間内であってもこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に二本松市を被告として（訴訟において二本松市を代表する者は、二本松市長となります。）、提起しなければなりません（その期間内であってもこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません（その期間内であってもその決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第22号様式（第2条関係）

自己情報利用不停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

二本松市長 印

年 月 日付けで請求のあった自己に関する保有個人情報の利用停止について、二本松市個人情報保護条例第30条第1項の規定により次のとおり利用停止しないことを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
利用停止しない理由	
担当課等	部 課 電話番号 内線
備考	

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、二本松市長に審査請求をすることができます（その期間内であってもこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に二本松市を被告として（訴訟において二本松市を代表する者は、二本松市長となります。）、提起しなければなりません（その期間内であってもこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません（その期間内であってもその決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第23号様式（第2条関係）

自己情報利用停止決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

二本松市長 印

年 月 日付けで請求のあった自己に関する保有個人情報の利用停止について、二本松市個人情報保護条例第30条第5項において準用する同条例第24条第5項の規定により次のとおり訂正決定の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
二本松市個人情報保護条例第30条第1項の規定による決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長の理由	
担当課等	部 課 電話番号 内線

第24号様式（第2条関係）

自己情報利用停止決定等期間特例適用通知書

第 号
年 月 日

様

二本松市長 印

年 月 日付けで請求のあった自己に関する保有個人情報の利用停止について、二本松市個人情報保護条例第30条第5項において準用する同条例第24条第6項の規定を適用することとしたので通知します。

利用停止請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
二本松市個人情報保護条例第30条第1項の規定による決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
二本松市個人情報保護条例第30条第5項において準用する同条例第24条第6項を適用する理由	
保有個人情報について利用停止決定をする期限	年 月 日
担当課等	部 課 電話番号 内線

第25号様式（第2条関係）

審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

二本松市長 印

年 月 日付けの開示決定等(訂正決定等、利用停止決定等)に対する不服申立てについて、二本松市個人情報保護条例第31条第1項の規定により二本松市個人情報保護審査会に諮問したので、同条例第32条の規定により通知します。

不服申立てに係る 保有個人情報の 内 容	
不服申立ての内容	
諮問をした日	年 月 日
担 当 課 等	部 課 電話番号 内線
備 考	